

平成 28 年 8 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 28 年 8 月 31 日（水）

午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 28 年 8 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 28 年 8 月 31 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室
3. 出席委員：（14 人）

会長 松口政之
会長職務代理者 1 番 松山多作
委員 2 番 近藤良治 ~~3 番 辻 勉~~ 4 番 ~~松永一誠~~
~~5 番 吉田英章~~ 6 番 宮崎 幸二 7 番 迎 広子
8 番 土川浩子 9 番 北野 長義 10 番 下山勝宏
11 番 筒井正美 12 番 近藤 茂樹 13 番 吉永信義
14 番 大久保勉 ~~15 番 小崎八郎治~~ 16 番 木村吉照
17 番 前田 猛

4. 欠席委員： 3 番 辻勉委員 4 番 松永一誠委員 5 番 吉田英章委員
15 番 小崎八郎治委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 2 番 近藤良治委員、6 番 宮崎幸二委員
- 第 2 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づく平成 28 年度第 1 回農地利活用集積計画について
- 第 3 議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく「平成 28 年度第 1 回農用地利用配分計画（案）」について

第 4 その他

- ・平成 28 年 9 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 2 番 近藤良治委員 12 番近藤茂樹委員（議案第 13 号）
8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、28 年 8 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席は、辻委員、松永委員、吉田委員、小崎委員の 4 名です。

出席委員は 18 名中 14 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

松口会長： 待ちに待った雨が降りまして、稲刈りの時は雨も降らなくて順調に進んだかと思えます。1ヶ月半以上なかなか雨が降らず、やっと降りました。明後日頃からは、また雨が降るようになっていきます。米の方は、松永監事さんが欠席ですのでわからないのですか、1回目の検査については、高温が続いたために一等米ということになっています。2回目は29日にあっているかと思いますが、内容はわかりません。それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長： ありがとうございます。2番 近藤良治委員、6番 宮崎幸二委員にお願いします。

続きまして、日程第2 議案第12号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づく平成28年度第1回農地利用集積計画について、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

神崎書記： まず、明細の集計表ということで、今年度1回目となります。打ち分けとしまして、賃貸借による権利で畑が10年以上が3筆4,797㎡で、使用賃貸借が田で20筆の21,807㎡、畑で11筆22,621㎡、計31筆44,428㎡です。合計しまして、田が20筆の21,807㎡、畑が14筆の27,418㎡、計34筆の49,225㎡ということで集積計画が出されています。基本的にはこれまで同様、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 ●●●●様の方に中間管理権という権利が発生します。貸付期間が、28年11月10日から38年11月9日までの10年間ということになります。今日が8月31日ですが、11月10日になっているのは配分計画の方で県知事の公告によって権利が発生しますので、県知事の決裁期間というのがありますので、11月10日が県の公告の予定日となっております。契約形態等については、使用貸借、賃借権というところの部分で入っています。中には抵当権と書いているところもありますけれども、こちらは抵当権が設定されておりますが、抵当権があってもいいですよという同意書をもとに利用権の設定をすることになっています。その同意書はいただいております。以上で12号についての説明を終わります。

松口会長： ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

配分一覧表の第5-2と書いている資料が出し手の名前です。下の資料は受け手の名前となっています。ここで、出し手と受け手と一緒にいるところがありますので、事務局長に説明をお願いします。

事務局長： 出し手と受け手が同じになっている方につきましては、今年度、農地の耕作条件改善事業という国庫事業が始まり、その受益者になります。この事業の採択条件に、戸数の制限と事業費の制限以外に中間管理機構への貸し出しを行うというのが事業の条件となっている関係で、出し手も受け手も同じ方になっています。一見そう聞くと奇妙な感じがするのですが、そういうふうになるようになっていきます。出来るようになっていく理由が、もしも耕作者の方が死亡等で自ら耕作が出来なくなった場合に、一早く貸し出しが出来るような形にするというのが、出し手と受け手が同じでも大丈夫という考え方の根拠になっているようです。よろしくをお願いします。

松口会長： 自己負担というのは、どうなるのですか。

事務局長： これは、国庫補助事業で土地改良区が事業主体になるのですが、国庫補助残額の70%を負担しなければならなくなります。100mごとに15万円という定額補助となっていますので、その残りを町費と受益者で賄うことになるのですが、町の方が国庫補助残の70%を補助するということになっています。残りを、受益者負担という考え方です。

松口会長： 30%が受益者になるのですか。

事務局長： ここが定額なものですから率が定額で出しにくいのですが、100m単位で15万円が限度ということです。今回予定が770mですが、総事業費が700万円程になります。その分の115万5千円が、770m分の115万5千円が国庫補助でもらえます。残った金額の7割で町費が409万1500円となります。その残りが受益者で負担していただくことになるのですが、175万3500円という、予算レベルでそういう計算になっております。

松口会長： 総延長700mですか。

事務局長： 770mです。

松口会長： 定額100m15万円の国庫補助ですか。100mでしたら、そうならないのではないのでは。7倍なので。

事務局長： 100m15万円です。

松口会長： 700mでしたら100万円ぐらいにしかないのではないのですか。

大久保委員： 横に行く分だけで、こっちに出す分も入っており、全部ではなくて所々入っているのでメーター数が伸びないと思います。

松口会長： それでも、こっちは700mで合っています。

事務局長： 100m当たり15万円ですので、770mということは15万円かけ7.7倍ですから、115万5千円が国庫補助になります。

松口会長：そしてこれは、今までの小規模な基盤整備をするというのは、全く違うのですよね。

事務局長：はい。湧水処理対策になります。

松口会長：この件については、よろしいですか。

全委員：異議なし。

松口会長：ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく「平成28年度第1回農用地利用配分計画（案）」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

神崎書記：この議案については、近藤茂樹委員、近藤良治委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をよろしくお願いします。

<近藤茂樹委員、近藤良治委員 退席>

神崎書記：まず、配分計画（案）の載っている農地情報については、前の12号の農地と同一です。その分がそれぞれ誰に貸付けられるかということになりまして、12号の議案において中間管理権ということで中間管理機構が借りると、今度は13号議案におきまして、中間管理機構の方から実際の耕作者の方に賃貸借権等が発生するような形になります。借り受ける方がどなたかというのは、農用地利用配分計画というところに受け手と書いていまして、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに貸し付けられるようになります。そしてこの開始期間というのは、12号の開始期間と同一になっておりまして28年11月10日から38年11月9日までの10年間になります。この分の賃借料等は前段の通りですけれども、その支払い等については、中間管理機構から地権者の方に払われるようになりまして中間管理機構が耕作者から徴収するという流れになっています。以上で説明を終わります。

松口会長：議案第13号について、何か質問はありませんか。許可することよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長：ありがとうございます。

<近藤茂樹委員、近藤良治委員 入席>

松口会長：続きまして、日程第4 その他について、事務局より説明をお願いします。

神崎書記： その他ですが、何かありませんか。

他に何もなければ来月の日程を調整したいと思います。皆様のご都合はどうですか。

松口会長： 28日でよろしいですか。

全委員： はい。

神崎書記： 次回は、柳の方の非農地を回る予定です。13時30分に駐車場に集合をお願いいたします。

松口会長： 土地改良区の方からは何かありますか。

筒井委員： 特にありません。

松口会長： 共済の方からは何かありますか。

吉永委員： 何もありません。

松口会長： みなさん方から何かありませんか。

ないようでしたら、これで終わります。ありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 2 番委員 _____ 印

会議録署名人 6 番委員 _____ 印